東北学院大学学術振興会学生会員学会発表等奨励金支給内規

(趣旨)

- 第1条 この内規は、東北学院大学学術振興会(以下「振興会」という。)の学生会員が国内の学会 及び学術研究発表会において発表した場合に支給される奨励金の申請手続等に必要な事項を定める。 (申請資格)
- 第2条 申請者は、次の条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 東北学院大学学術振興会規程第3条第2号に定める学生会員であること。
 - (2) 学会又は学術研究発表会において発表を行ったこと。

(補助対象)

- 第3条 奨励金の支給対象とする学会及び学術研究発表会は、次のいずれかとする。
 - (1) 日本学術会議協力学術研究団体その他、社会的に学会と認められている団体主催の大会等
 - (2) 組織的に運営されている学術的な集い(個人的な研究会は不可とする。)
- 2 個人発表、共同発表のいずれについても、補助対象とする。

(奨励金の金額)

- 第4条 奨励金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。
 - (1) 個人 1万円
 - (2) 共同(2名まで) 2万円
 - (3) 共同(3名まで) 3万円
 - (4) 共同(4名まで) 4万円
 - (5) 共同(5名以上) 5万円
- 2 学生会員一人当たり、年間2回までを支給上限とする。

(申請手続)

- 第5条 申請者は、以下の書類を研究支援部研究支援課に提出しなければならない。
 - (1) 学会等発表奨励金申請書(所定様式)
 - (2) 発表したことを示すプログラムの写し等
 - (3) 口座登録票(所定様式)

(事務)

第6条 この内規に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、東北学院大学学術振興会役員会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

- 1 この内規は、2024年 月 日から施行し、2024年4月1日から適用する。
- 2 この内規の施行に伴い、「東北学院大学学術振興会学会発表等学生補助内規」(令和5年9月14日制 定第47号) は廃止する。